

佐久地域の イチボン! フード



②「木村屋」(佐久市望月)

■佐久市望月106
■0267532110



佐久市望月の「木村屋」は、先々代の竹内徳蔵さんが創業し、100年以上にわたって望月の地で地元の人に愛される老舗です。3代目の竹内健治社長によると、創業当時は菓子の量り売りや日用雑貨も取り扱っていたほか、他に先駆けて自動車を導入し、移動販売も行っていました。

現在は和菓子の製造販売が中心で、中でもどら焼きが一番の売れ筋商品。同店のどら焼きは、進物として購入されるケースも多く、竹内さんは「もらって食べる人の立場になれば、味の種類が多い方が喜ぶのではないかと試行錯誤し、小豆をはじめ16種類のどら焼きを開発しました。

店舗には、併設型の喫茶コーナーもあり、購入した菓子を食べることもできるほか、年数回程度のペースで「歌声サロン」も開催中。竹内さんは、「多くの人が気楽に寄れる店にしていきたい」と話しています。

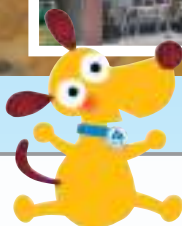
差出人/返還先(差出發行代行) 5-72

〒385-0021

長野県佐久市長土呂字聖原64-24

佐川急便(株)

このお荷物はご依頼人様からお預りした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。



CONTENTS

- 佐久税務署からのお知らせ..... 2
- 第13回通常総会 4
- 令和8年に向けた佐久法人会
『税制改正に関する提言』..... 5
- 令和7年度事業計画／新役員紹介 6
- あの町この町会員紹介..... 7
- 不正行為で国税を免れた
株式会社の役員等の第二次納税義務..... 8
- 生活習慣病健診ご案内..... 9



一般社団法人 佐久法人会

長野県佐久市中込2976-4 佐久商工会議所会館 2階

TEL 0267-63-2887 FAX 0267-63-2680

URL: <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/saku/>

E-mail: sakuhojinkai@song.ocn.ne.jp

発行人 会長 関 喜夫 編集 広報委員会

佐久税務署からのお知らせ

関東信越国税局業務センター佐久分室の開設について

令和7年7月10日（木）に内部事務のセンター化として関東信越国税局業務センター佐久分室を開設しました。今後、佐久税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

【e-Tax（データ）により提出する場合】従来とおり、佐久税務署へ送信願います。

【書面により提出する場合】7月10日以降は、以下業務センター室へ郵送願います。

※郵送により提出する場合は、郵便番号と宛名を記載してください。（住所の記載不要）

名称	関東信越国税局業務センター佐久分室
設置場所	佐久市岩村田1201番地の2
申告書・申請書等の送付先	〒385-8622 関東信越国税局業務センター佐久分室（PDF/100KB） （申告書、申請書等を送付する際の、送付先住所の記載は不要です。） ※書面の申告書・申請書等を、業務センター室に持ち込むことはできません。
対象署	長野署・上田署・信濃中野署・佐久署

【ご留意いただきたい事項】

- ・ 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センター室へ直接持ち込むことはできません。
- ・ 業務センター室では、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- ・ 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センター室では行っておりません。
- ・ 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、佐久税務署で行います。

夢に描いた 素敵な暮らしがここからはじまる。

 **MITSUYA Home Station**
〒385-0022（岩村田駅前）

0120-328-024 佐久市岩村田1281-12

本社/立科町芦田  **三矢工業株式会社**

☆住まいでお困り事はホームページ資料請求より
お気軽にご相談ください。  **三矢工業** 

経営に関するお悩みは、

「しんきん」にご相談ください！

 **上田信用金庫**

税金についての相談 は次のとおりです

まずは、ホームページや電話（①～③）で確認をお願いします。

①チャットボット（税務職員ふたば（AI））

②タックスアンサー

③国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901（音声案内）

（上記電話番号につながらない場合、0267-67-3460 へお掛けいただき、自動音声流れますので、「1」番を選択していただくと、電話相談センターへつながります。）

④上記①～③で解決困難な場合及び税務署でのご相談

佐久税務署での相談は事前予約が必要です。（0267-67-3460 音声案内「2」）



チャットボット



タックスアンサー

キャッシュレス納付についてのご案内

ダイレクト納付

＜便利に利用できる方＞
 ・源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）
 など、税務に納付手続をされる方

法人の方にお勧めです

- ・納付日を指定されたい方
- ・確定申告前に見込み額をあらかじめ納付されたい方（ダイレクト納付）

・ダイレクト納付・源泉納税について
 個人の方はe-Tax(Web版)を利用することで
 オンラインで申込みできます。

インターネットバンキング

＜便利に利用できる方＞
 ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方
 ・源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）など、税務に納付手続をされる方

※上記以外にも、クレジットカード納付等納付方法があります。

手続詳細ほか、税に関する情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



市民新聞グループ
小諸新聞 佐久新聞

定期購読のお申し込みは—

☎0267-23-7007

ホームページからもお申し込みできます。

<http://komoronews.co.jp/>

佐久地域の企業の皆様の
 お役にたつため尽力致します

勝見事務機販売株式会社

佐久市中込2813 kk@katumi.co.jp

TEL0267-62-7889 FAX62-8490



第 13 回 通常総会

6月5日（木）佐久一萬里温泉ホテルにて開催いたしました。総会前の記念講演会は元フジテレビアナウンサー笠井信輔氏を講師に迎え、「足し算で生きる～がんステージ4からの生還～」と題してのご自身の癌との闘病生活について、貴重な体験のご講演をしていただきました。また、通常総会では昨年度の事業報告、本年度の事業計画と収支予算の報告説明と、『令和6年度財務諸表』、『令和8年度税制改正提言案』および『任期満了に伴う役員改選』のすべての提出議案につきまして可決承認となりました。会場を埋め尽くすほどの多くの皆様そしてご来賓の方々にお越しいただきました。ご協力いただき誠にありがとうございました。



関 喜夫 会長



フリーアナウンサー
笠井 信輔 氏



田中 誠二 佐久税務署長



表 彰 者

【役員退任感謝状】

高橋 貞雄 様	(株)丸信製作所	(佐久市支部)
木下 修 様	木下建工(株)	(臼田町支部)
小山 英浩 様	(資)清水屋商店	(小海支部)
小宮山佳子 様	(株)小宮山土木	(立科支部)

【佐久法人会長表彰】

山木 徹也 様	(有)睦坪製作所	(立科支部)
古越 三幸 様	(株)くるまや	(御代田支部)

【佐久法人会長感謝状】

松沢 智昭 様	(株)柳田商店	(浅科支部)
樋口 郁子 様	(株)野沢土建	(川上支部)
篠原 久幸 様	(有)篠原製作所	(小海支部)
山口けん子 様	山口自動車販売(有)	(小海支部)

【永年勤続優良経理担当者表彰】 勤続年数順

降矢由希子 様	軽井沢ガス(株)	(軽井沢支部)
村山喜美江 様	マルニ工業(有)	(御代田支部)
羽田 由香 様	(株)藤友建設工業	(立科支部)
五十嵐利恵 様	(同)新和オート	(小海支部)
前島 郁美 様	(有)市川自動車整備工場	(佐久市支部)
輿水由香理 様	南佐久南部漁業協同組合	(小海支部)

【推進員会員勸奨表彰】

篠原 佳穂 様	大同生命保険(株) 東信営業所
---------	-----------------



受賞者の皆様
おめでとうございます



佐久法人会 令和8年度税制改正に関する提言

想像を超える出来事により、絶え間なく変化を繰り返すのが現在の世界情勢である。ウクライナ-ロシア、パレスチナ-イスラエルの争い終結も見えない中、米国の一方的な輸入関税の変更により、世界は更に混迷を深めている。天然資源などの裏付けの無い我が国は、有効な対抗手段も無く、平和的な解決の糸口さえ見つけることができない。加えて円高の進行により、対米輸出をメインとする企業のみならず、あらゆる分野での影響が懸念される情勢となった。関税の適用範囲が不確実で、経済目標値も確かな設定ができないままになっている。

国内の経済状況は、海外からのインバウンド需要がコロナ前を上回るまでに回復し、むしろオーバーツーリズムが懸念されるほどの規模となった。しかしながら生活必需品や食料などの高騰は収入の増加を上回る状態となり、国内生活者にとって実質的な生活感は苦しくなっている。これらはスタグフレーションの戸口に立っているが如きであり、誰もが不安な状況ではないだろうか。いかに不確かな状況であっても企業は立ち止まることができない。それ故に、確固たる経営基盤を築け、持続的な発展を可能とするための確かな政策を求める。

- ① 民間の活力で自律的、持続的な成長を実現するために、対症療法的な現金のバラマキや、効果の期待できない補助金施策を廃止する。物価の上昇を許容し、緩やかなインフレ状態での企業経営を成り立たせる
- ② 誰もがわが国の明るい将来や経済の成長を信じ、安心して仕事に専念し、家庭を持つことに不安を感じない政策の実現
- ③ 国際的紛争や災害などの急激な地政学的変動時において国益を守るため、特定地域への依存から脱却し、エネルギーや原材料の安定的確保ができる政策の実現

これらの課題を実現するために、我々は以下の通り提言をする。

【法人税関係】

- ・ 中小法人適用の軽減税率については、特例15%の本則化と年800万円以下に据え置かれている適用金額をさらに引上げること。
- ・ 時代の要請にともない、企業の減災・防災対策やカーボンニュートラルへの投資に対する税制措置を中小企業に対し、さらに拡充させること。
- ・ 役員給与に関する制度は、損金算入の取扱いが厳格に定められており、報酬額の改定等には制約がある。職務の対価という観点からより損金算入できるように見直すべきである。

【消費税関係】

- ・ 消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率制度が導入されたが、中小企業にとっては、事務負担が大きく、単一税率に戻すべきである。
- ・ 消費税インボイス制度における免税事業者からの仕入れにかかる経過措置（6年間）は見直すべきか、または制度廃止を求める。
- ・ 消費税に関しては外税表示に統一し、経済状態により弾力的に税率変更をできるようにすべきである。

【個人所得税関係】

- ・ 若年世代が消費支出を拡大できるよう、親から子への資産承継をしやすくするため、贈与税の税率引き下げを行うべきである。
- ・ 複雑化する生命保険料控除、住宅ローン減税については簡素化を求める。
- ・ 退職所得控除については、企業の生産性と人手不足解消、さらには就労意欲の向上のため、さらに控除額を増やすべきである。
- ・ 毎年の固定資産税（建物）について、正確な再評価システム（毎年）を導入すべきである。また、昨今の物価高に対応すべく住宅取得に関する減税措置を登記の有無、新築・リフォームに関わらず緩和と拡大をすべきである。

【その他】

- ・ 物価上昇による国民生活への影響に対する税制措置を急ぐこと。
- ・ 全産業への景気足かせと物価高騰の主因となりうるガソリン税の暫定税率を早期に廃止すること。
- ・ 電子帳簿保存法は、中小企業や小規模事業者にとって過度の負担であり、義務化は反対する。
- ・ 納税者が本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために実際に支払う今日の医療費については増加傾向にあるため、10万円とする控除額を増額すべきである。
- ・ 国民負担率が上昇しているのは、租税負担というよりも社会保険料率の上昇の原因とも言える。民意が反映されているのか疑問を呈する。
- ・ 現在、所得税税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5パーセントから45パーセントの7段階に区分されている。（累進課税）富裕階層（高額所得者）においては、同区分でかなりの所得額差が生じていることから、税率（所得区分）をより細分化すべきである。
- ・ 今日の租税教育については教育体系に乏しさがある。税の重要性が高まる時代において、公立・私立学校を問わず必須カリキュラムを設けること。





SAWAYA JAM



旬の新鮮な果実だけ

一番美味しい
“旬”に収穫した
新鮮な果実を使っ
ています。

100%国産原料

ペクチン等を加えず、
国産果実と
国産グラニュー糖
のみで仕上げています。

自社工場で作手加工

軽井沢の自社工場
で一つ一つ丁寧に
手作業で
加工しています。

自然と共に地域と共に

総合建設業

株式会社丸山工務店



〒384-0412 佐久市田口2421



TEL: 0267-82-2253 FAX: 0267-82-7258

令和7年度事業計画

法人会は税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

(5) 地域社会への貢献を目的とする事業

(6) 会員の交流に資するための事業

(7) 会員の福利厚生等に資する事業

(8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

＜ 主 要 事 業 ＞

1. 税務経営支援事業

◎決算法人向け説明会（年7回）、新設法人向け説明会（年2回）の実施 ◎時宜に適う税務研修会
2. 税の啓発・提言事業

◎税制改正に関するアンケート調査 ◎税制改正要望の作成と提言活動
◎会報誌さく法人の発行およびホームページ等による税情報等の発信 ◎税を考える週間の広報活動
◎添付書類も含めたe-Taxの普及・定着に向けた取り組み ◎キャッシュレス納付の利用拡大
◎租税教室の開催と税に関する絵はがきコンクールの実施
3. 地域社会貢献事業

◎各支部による地域への貢献事業（望月支部・立科支部） ◎地域イベントへの協力・公益共催セミナーの開催
4. 会員支援事業

◎地酒利き酒大会 ◎本支部による視察研修会の実施 ◎生活習慣病予防検診の実施およびPET/CT検診の斡旋
5. 厚生制度推進事業（法人会員福利厚生制度の推進）

◎経営者大型保障制度等の案内と普及 ◎ビジネスガード等の案内と普及 ◎がん・医療保険等の案内と普及



新役員（理事・監事）紹介（令和7・8年度）

会 長	関 喜 夫	(有) みなしん
副 会 長	佐 藤 敏 明	軽井沢ガス (株)
副 会 長	武 重 有 正	武重本家酒造(株)
副 会 長	塩 川 浩 次	カネマン田村屋 (有)
副 会 長	伊 藤 康 弘	(株)大進
理 事	尾 沼 好 博	(株)インテック
理 事	堀 川 正 久	(有)一彫堂
理 事	古 越 三 幸	(株)くるまや
理 事	及 木 正 嗣	シチズンマシナリー(株)
理 事	中 河 純 子	(有)東信ビル
理 事	原 佳 子	(有) AAA
理 事	山 木 徹 也	(有)睦坪製作所
理 事	橋 詰 一 博	(株)タテキタ
理 事	堀 籠 茂 文	(株)安土倍組

理 事	栗 田 恵 子	(株)栗田建設工業
理 事	中 澤 弘 和	臼田活版 (株)
理 事	友 野 洋	(有)ティワイプロデュース
理 事	小 須 田 登	(株)ケイテック
理 事	井 出 好 夫	(有)カクナン
理 事	井 出 幸 義	(株)トーシン
理 事	古 原 和 哉	(株)フレッシュ和伸
理 事	早 川 駒 男	早川運輸 (株)
理 事	二 見 光 子	(有)佐久ガーデン
理 事	勝 見 隆	勝見事務機販売(株)
監 事	古 越 道 夫	(株)沢屋
監 事	室 賀 信	(株)インサート
監 事	井 出 健 一	(株)玉屋
専務理事	土 屋 喜 雄	(一社) 佐久法人会

有限会社 大原工業

since1984

〒384-2104
長野県佐久市甲1633-1
TEL0267-58-3181
FAX0267-58-3669

1998年長野冬季オリンピック
聖火トーチ製作

贈り物専門店

ハリカ佐久北店

佐久に生れて、37年。
いままでも、そしてこれからも。

佐久市岩村田960-4 TEL : 0267 (08) 5123
贈り物 佐久 検索

あの町この町 会員紹介

(有)菱屋本店

弊社は、江戸時代の宝暦年間（1751～1764年）に創業した宿「菱屋清兵衛」をルーツに持ち、宿泊業を中心に飲食業、小売業を営みながら地域とともに歩んでまいりました。現在はビジネスホテルの運営のほか、ステーキレストラン「Hishiya海賊船」、信州牛の冷凍ハンバーグや当社オリジナル和菓子「小諸城」といった物販事業、その他にもテナント賃貸事業を行っており多角的に事業を展開しております。

信州・小諸の豊かな恵みと歴史を大切にしながら、訪れる方々に“おいしい記憶と心地よい時間”をお届けできるよう、これからも挑戦と工夫を重ねてまいります。



◆代表取締役：中 村 紘 崇

◆事業内容：宿泊業、飲食業、小売業、テナント賃貸業

◆住 所：小諸市相生町1-3-1

◆電 話：0267-22-0049 FAX：0267-41-0249

◆Email：hishiya@ctknet.ne.jp

◆URL <https://hotel-hishiya.com/>

(有)ボディオート桜井

1990年に小諸市菱平で自動車の钣金塗装を中心に自動車整備業をはじめ現在に至ります。現在では自動車の販売、整備、钣金塗装、保険、カーリース、など自動車全般のサービスをご提供できるよう業務拡大してきております。

最近では小諸駅前にレンタカー会社がないことに着目し自社レンタカー部門「小桜レンタカー」を開始。小諸を訪れた観光客の皆様に少しでも小諸を満喫していただけるよう力を注いでいます。

また「水の魅力発信プロジェクト」を三者協定により立ち上げ、地元の水の保全にも関心を高めて活動をしています。

これからも自動車整備業を軸に、地域課題と向き合い、常に必要とされるサービスの提供に努めて参ります。



◆代表取締役：櫻 井 浩 多

◆事業内容：自動車整備業、レンタカー、販売等

◆住 所：小諸市菱平309-2

◆電 話：0267-23-1331 FAX：0267-23-1339

◆Email：bodyaut.sakurai@ctknet.ne.jp

◆URL <https://bodyautosakurai.com/>

(株)セブンピーエム

私たち株式会社セブンピーエムは、小海町を拠点に酒類の卸売業とクラフトビール・クラフトジンの企画・販売を行っております。発足時から、まちづくりをテーマに地元の素材や魅力を商品に活かすことや、商品に持たせる物語を大切にしており、特に小海町産リンゴを使用したクラフトビールは多くの方にご好評をいただいております。自社の製造施設を持たず、また少人数で運営していることから安定的な供給が課題ですが、今後お酒を通じて人と人、人と地域をつなぐことを目指し、魅力的な商品づくりに挑戦し続けます。これからも地域とともに歩み、小さなまちから大きな価値を届けてまいります。



◆代表取締役：黒 澤 敦 史

◆事業内容：クラフトビール・クラフトジンの企画と販売

◆住 所：南佐久郡小海町大字小海4276-1

◆電 話：050-3698-4183

◆Email：sevenpm@apost.plala.or.jp

◆URL <https://www.instagram.com/7seven7pm/>

(有)井出工業

自然豊かな北相木村で1968年に創業し、1989年に法人設立を行いました。「技術と信頼」を社訓に、土木・建築の施工を行う総合建設業です。日々次世代に自信を持って残せる環境にやさしい物作りに励んでおります。

2022年にエコアクション21、SDGs推進登録制度に登録し、持続可能な社会構築に取り組んでおります。また、「社員の子育て応援宣言」にも登録し、若手の働きやすい環境作りにも力を入れております。

公共工事だけでなく、お客様に喜んでいただけるよう民間工事にも積極的に取り組んでおりますので困りの事がございましたら遠慮なくお気軽にご相談ください。

従業員も大募集しております！一緒に働いてみませんか？



◆代表取締役：井 出 勝 治

◆事業内容：土木・建築一式総合建設業

◆住 所：南佐久郡北相木村75-1

◆電 話：0267-77-2701 FAX：0267-77-2563

◆Email：i-kougyo@ytg.janis.or.jp

不正行為で国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務 ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志



リサ

法人税を免れるなどの不正行為を行った場合、役員に対し第二次納税義務が課されるようになったと聞きました。具体的にどのような制度なのでしょう。



サキ先生

ご質問の制度は、「偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社等の役員に対し第二次納税義務を課す」というものですね。これは令和6年度税制改正で創設されたものです。具体的には、「架空経費を計上するなど偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は還付を受けた株式会社等がその国税を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社等の役員は、その偽りその他不正の行為により免れた国税の額又はその株式会社等の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたものの価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う」ことになります。なお、ここでいう国税には加算税等の附帯税を含むこととされています。



リサ

なぜ、このような制度が措置されたのでしょうか。



サキ先生

措置された背景としては、法人が財産を散逸させた上で廃業する等により納税を免れようとする事案があるところ、滞納処分を行う時点でその法人の財産が残っていない場合が多く、国税の徴収が困難となっている事案が問題となっていたことにあるようです。そして、役員が簿外財産や不正還付といった不正行為で財産を創出し、役員自らがその財産の移転を受けた場合や法人外部へ財産を移転させた場合でも、滞納国税についてその役員には追及できなかったことから、これを防止するために措置されたようです。



リサ

この制度の対象となるのは株式会社だけですか？



サキ先生

株式会社のほか、合資会社と合同会社が対象になります。



リサ

対象となる役員の範囲はどのようになっていますか？



サキ先生

株式会社の役員のほか、合資会社や合同会社の業務を執行する有限責任社員が対象となりますが、その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合に、その株式会社等が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限ることとされています。なお、ここでいう被支配会社は、その役員の親族等一定の者を含めた1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社とされています。



リサ

対象となる財産は、「役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの」とされていますが、通常取引によって移転した場合もこれに含まれるのでしょうか。



サキ先生

第二次納税義務の対象となる財産としては、通常取引条件に従って行われたと認められる一定の取引で移転したものは除かれます。



リサ

このような制度はいつから適用になるのでしょうか。



サキ先生

令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税について適用されます。

【筆者紹介】野川悟志（のがわ・さとし）福岡県出身。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著『知っておきたい中小企業の税務・法務・労務・許認可』、『税制改正経過一覧ハンドブック（令和6年版）』（共著、大蔵財務協会）、『税務図解の技法』（大蔵財務協会）など。



様々なニーズに対応する情報創造集団

臼田活版株式会社

〒384-0301 長野県佐久市臼田2016
TEL 0267-82-2109 FAX 0267-82-2630
URL <http://www.usudakappan.com/>

泣きながらでも、笑おうね。

後味スッキリ。サンガのコーヒーで、笑顔満タン。

自家焙煎珈琲豆販売

SANGA COFFEE

御代田町御代田1972-1 Tel.0267-32-6718 Fax.0267-32-6784

生活習慣病予防健診のご案内



今年の生活習慣病予防健診を下記の通り開催しますのでお知らせいたします。充実した検査内容を低料金でご案内しておりますので是非ご検討ください。

検査時間はコースにより異なりますが、1時間30分～2時間が目安でとても受診し易くなっております。

1. 実施日程

① 10月20日(月) ② 10月21日(火) ③ 10月22日(水) ④ 10月23日(木) ⑤ 10月24日(金)

2. 実施会場

佐久市佐久平交流センター 2F第5会議室 佐久市佐久平駅南4-1 (TEL 0267-67-7451)

3. 受診コース・料金

Aコース 17,000円 基本(通常受診)

Cコース 5,613円 基本(協会けんぽ扱い)

Eコース 31,000円 プレミアドック(通常受診)

Bコース 27,000円 ドック(通常受診)

Dコース 14,113円 ドック(協会けんぽ扱い)

Fコース 18,113円 プレミアドック(協会けんぽ扱い)

4. オプション検査・料金

肝炎ウイルス 4,000円
ロックスインデックス 12,500円
腸内フローラ 16,500円
甲状腺 4,400円
乳房超音波 1,700円
卵巣マーカー(CA125) 2,000円
子宮マーカー(SCC) 1,600円

アミノインデックス 23,000円
頸動脈超音波 6,600円
アレルギー 39 13,000円
前立腺(PSA) 1,700円
下腹部超音波 3,000円
乳がんマーカー(CA15-3) 1,500円

**消費税の期限内納付を
忘れずに。**

**期限内納付のための
納税資金の積立てをお願いします！**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

**消費税には
申告・納付期限
があります。**

■ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。

■ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。

■ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

■ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

**申告・納付には
e-Taxが
利用できます。**

**個人事業者の方は振替納税も
利用できます。**

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

法人会福利厚生制度のご相談は当社が安心です

AAA insurance office

トリプルエー

保険代理店 **有限会社 AAA**

〒384-0014 長野県小諸市荒町1-7-6 AAAビル1F
TEL.0120-30-8655 FAX.0120-30-8677

佐久グランドホテル

〒385-0051 佐久市中込3-19-6
Tel 0267-62-0031

BBH ホテルグループ

●チーム:BBH 佐久
2トップで
駆け通ります

あごひ
ごり登壇
ざが願
いと頂
まつ
す

〒385-0051 佐久市中込3150-1
Tel 0267-63-5551



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実
した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在で
あり続けます。



 **法人会がん保険制度
法人会医療保険制度**

「生きる」を創る。

Aflac 

〈引受保険会社〉

アフラック 長野支社 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。